

入間川地区の中学校の統廃合に関する計画（概要）

狭山市教育委員会では、平成19年9月に策定した「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）のなかで、中学校については、入間川地区と入曽地区で、各1校の統廃合が必要であるとしています。

この基本方針に基づき、入間川地区では、関係する小中学校の児童生徒の保護者、自治会関係者、地域住民等の代表者及び小中学校長で組織する入間川地区中学校統廃合検討協議会を平成22年12月に設置し、具体的な検討を進め、その結果が提言として、教育委員会へ提出されました。

これを受けて、教育委員会として、入間川地区の中学校の統廃合に関する計画を策定するものです。

1 中学校の状況

入間川地区の中学校の生徒数は、昭和62年をピークに減少を続け、平成26年にはピーク時に比べて、約55%減少しています。

《生徒数の推移》

区分	S50	S53	S56	S59	S60	S62	H2	H5	H8	H11	H14	H17	H20	H23	H26
東 中	776	1,053	1,269	1,463	951	1,009	831	713	655	538	530	483	453	462	387
入間川中			600	668	700	687	558	485	500	459	431	417	382	376	243
中央中					593	626	528	444	431	386	350	341	342	344	424
合 計	776	1,053	1,869	2,131	2,244	2,322	1,917	1,642	1,586	1,383	1,311	1,241	1,177	1,182	1,054

基本方針では、中学校の適正規模を12～18学級としています。入間川地区の中学校のうち、東中学校と中央中学校については、当面、適正規模の下限で推移することが見込まれ、また、入間川中学校については、すでに適正規模を下回り、今後もこの状況が続くと見込まれます。

《生徒数・学級数の推計》

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
東 中	387 (13) 12 (2)	400 (13) 12 (2)	408 (13) 12 (2)	409 (13) 12 (2)	424 (13) 13 (2)	410 (13) 12 (2)	410 (13) 12 (2)
入間川中	243 8	274 9	300 8	345 10	327 9	323 9	331 10
中央中	424 12	420 12	409 12	409 12	396 12	424 13	410 12
合 計	1,054 (13) 32 (2)	1,094 (13) 33 (2)	1,117 (13) 32 (2)	1,163 (13) 34 (2)	1,147 (13) 34 (2)	1,157 (13) 34 (2)	1,151 (13) 34 (2)

1) 上段は生徒数、下段は学級数で、()内は特別支援学級で外数

2) 学級数は、中学1年生は38人、中学2・3年生は40人で算出

2 中学校の規模と配置の適正化の必要性と方法

入間川地区の中学校については、各校とも、適正規模の下限又はこれを下回る状況が今後も続いていくものと見られ、全般的に小規模化の傾向にあります。

学校の小規模化に関しては、メリットとデメリットの両面ありますが、小規模化が進む学校では、学習指導や生徒指導及び学校運営の面で問題が指摘されており、これを解決し、より良い教育環境を実現するためには、一定の学校規模を確保する必要があります。

規模の適正化を図る方法としては、統廃合又は通学区域の拡大が考えられますが、入間川地区の中学校については、各校とも、適正規模の下限又はこれを下回る状況にあることから、通学区域の拡大により適正規模を確保することには難しい面があります。

そこで、入間川地区の中学校については、統廃合の方法により学校の規模の適正化を図ることとし、また、統廃合を検討するにあたっては、各校の立地条件や施設の状況等を勘案するとともに、近接する狭山台地区の中学校も小規模化が進んでいることから、狭山台地区の中学校も含めることとします。

《生徒数・学級数の推計》

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
狭山台中	298	301	291	264	245	227	218
	9	9	9	9	8	7	6

1) 上段は生徒数、下段は学級数

2) 学級数は、中学1年生は38人、中学2・3年生は40人で算出

3 統廃合の内容

(1) 関係する中学校の概要

入間川地区の中学校3校及び狭山台中学校の概要は、次のとおりです。

区 分	東中学校	入間川中学校	中央中学校	狭山台中学校
校舎建設年	昭和39年 (1964年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	昭和50年 (1975年)
学校規模 (平成26年度)	適正規模下限 (12学級)	小規模 (8学級)	適正規模下限 (12学級)	小規模 (9学級)
保有している 普通教室数※1	28教室	22教室	18教室	25教室
校舎耐震工事	未済	済 (平成21年)	不要 (新耐震基準) ※2	済 (平成23年)
体育館耐震工事	未済	不要 (新耐震基準)	不要 (新耐震基準)	済 (平成24年)
除湿温度保持 工事(冷暖房)	未済	未済 (平成27年予定)	済 (平成16年)	済 (平成18年)
敷地面積	32,418 m ²	31,987 m ²	25,299 m ²	31,600 m ²
運動場面積	16,452 m ²	17,816 m ²	17,347 m ²	16,934 m ²

※1 設立当初に普通教室として使用するために整備された教室の数

※2 昭和56年の建築基準法及び同施行令の改正に基づく耐震基準

(2) 統廃合の対象校

入間川地区の中学校については、3校のうち1校を統廃合することとし、具体的には、各校の立地条件、施設の状況等を総合的に勘案し、東中学校を統廃合の対象とします。

(3) 通学区域の見直し

東中学校を統廃合の対象とすることに伴う通学区域の見直しについては、東中学校の通学区域のうち、新狭山小学校区の部分を中央中学校の通学区域に、富士見小学校区の部分を狭山台中学校の通学区域に、御狩場小学校区の部分を山王中学校の通学区域に編入します。ただし、新狭山小学校区内又は御狩場小学校区内に居住して東中学校に通学している生徒で、統廃合時に中学2年生又は中学3年生になる在校生に限り、狭山台中学校への通学も可能とします。

なお、新狭山小学校に在籍している児童のうち、東中学校の通学区域に居住する児童に限り、堀兼中学校への入学も可能とする特別許可地区の設定は、統廃合後も継続します。

また、統廃合を機に、富士見小学校区のうち、狭山中央通り北側の一部区域を、中央中学校への通学も可能とする特別許可地区として新たに設定します。

(4) 統廃合の時期

平成28年4月1日とします。

(5) 統廃合後の中学校の名称

統合先の各中学校の名称は、変更しないこととします。

(6) 統廃合後の生徒数・学級数の推計

平成28年の統廃合後は、中央中学校及び狭山台中学校ともに、学級数は、おおむね適正規模の範囲で推移する見込みです。

なお、入間川中学校については、今後も適正規模を下回る状況が続く見込みです。

《生徒数・学級数の推計》

区 分	H28	H29	H30	H31	H32
中 央 中	431 12	430 13	415 12	444 13	433 12
狭山台中	663 19	642 18	637 17	601 17	592 16
合 計	1,094 31	1,072 31	1,052 29	1,045 30	1,025 28

1) 上段は生徒数、下段は学級数（特別支援学級を設置する場合の学級数は含まれていない。）

2) 学級数、中学1年生は38人、中学2・3年生は40人で算出

4 統廃合に伴う環境整備等

(1) 学校施設の改修等

統合先の中学校の施設は、保護者や学校の要望を踏まえ、改修等を行います。

中央中学校：普通教室への改修、教室及び廊下の床の改修、一部洋式化を含めたトイレの改修、プールサイドの改修等

狭山台中学校：普通教室への改修、一部教室の冷暖房設備の整備、一部洋式化を含めたトイレの改修、下駄箱の改修、プールサイドの改修、新たな部活動の設置に対応したグラウンドの整備等

(2) 指導相談体制

統廃合当初の3年間は、中央中学校及び狭山台中学校に、臨時教員及びさやまっ子相談員等を常時配置し、生徒の指導や相談に遺漏のないよう対応します。

(3) 通学路の安全対策

今後、各学校の通学路が確定した段階で、改めて現地調査を行い、学校及び関係機関等と協議のうえ、必要な対策を講じます。

(4) 自転車通学

中央中学校では、直線距離2kmを目安に自転車通学を認めています。

狭山台中学校については、統廃合に伴う通学区域の拡大を踏まえ、平成27年度に、学校として、自転車通学の可否を決定します。

(5) 制服等の取扱い

平成28年4月の統廃合時に、東中学校から中央中学校及び狭山台中学校に移る2年生及び3年生は、東中学校で着用していた制服をそのまま着用することとします。なお、平成28年4月に中央中学校及び狭山台中学校に入学する1年生は、それぞれの学校の制服を着用することとします。

制服以外の運動着等についても、制服と同様に取り扱うこととします。

(6) 部活動

東中学校に現在ある部活動のうち、狭山台中学校に設置されていないものについては、統廃合後の狭山台中学校に新たに設置します。

また、事前交流の一環として、両校の部活動による合同練習等を行います。

なお、平成28年4月の統廃合時に中央中学校及び狭山台中学校に移る東中学校の生徒の部活動のユニフォームについて、それぞれの中学校のユニフォームに統一する必要がある場合は、市から支給します。

(7) 事前交流

統廃合後の中学校生活に対する生徒や保護者の不安を解消し、統廃合当初から円滑な学校運営が図られるように、学校間において、学校行事の合同実施等の事前交流を適宜実施します。

5 今後の予定について

狭山市教育委員会では、市として入間川地区の中学校の統廃合に関する計画を策定し、これを踏まえたうえで、平成26年12月に開催予定の定例会市議会に、狭山市立学校設置条例の一部を改正する議案を提出し、市議会の議決を経て、入間川地区の中学校の統廃合を正式に決定する予定です。

その後は、関係する学校間で準備委員会を組織し、平成28年4月の統廃合の円滑な実施に向けて、学校運営に関わる諸事項について協議・調整を行います。

問い合わせ

狭山市教育委員会 教育総務課 学校統廃合担当
電話2953-1111 内線5639